

## 軽自動車税の税率を改正 環境に優しい車には特例

●詳しくは  
税務課市民税係 ☎・内線1127

税制改正に伴い、軽自動車税が下表のとおりになります。

■平成28年度分軽自動車税の税率(単位:円/年額)

車種	改正前	改正後	重課税率	
原動機付 自転車	50cc以下	1,000	2,000	-
	50cc超90cc以下	1,200	2,000	-
	90cc超125cc以下	1,600	2,400	-
軽自動車	ミニカー	2,500	3,700	-
	二輪	2,400	3,600	-
	三輪	3,100	3,900	4,600
	四輪以上			
乗用	自家用	7,200	10,800	12,900
	営業用	5,500	6,900	8,200
貨物用	自家用	4,000	5,000	6,000
	営業用	3,000	3,800	4,500
小型二輪自動車	4,000	6,000	-	
小型特殊 自動車	農耕用	1,600	2,000	-
その他	4,700	5,900	-	
専ら雪上を走行するもの	2,400	3,600	-	

原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車に係る税率は、28年度分から適用されます。また、三輪および四輪以上の軽自動車に係る税率は、27年4月1日以降に新規取得した新車から適用されます。

なお、最初の新規検査から13年を経過した三輪および四輪以上の軽自動車については、平成28年度分から重課税率が適用されます。

### ◎グリーン化特例(軽課)の実施について

27年4月1日から28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪および四輪の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものは、28年度分の軽自動車税に限り、グリーン化特例(軽課)を適用します。

### ■対象車と軽課割合

軽乗用車		軽貨物車	
対象車	軽減割合	対象車	軽減割合
電気自動車など	約75%	電気自動車など	約75%
平成32年度燃費基準+20%達成車	約50%	平成27年度燃費基準+35%達成車	約50%
平成32年度燃費基準達成車	約25%	平成27年度燃費基準+15%達成車	約25%

※ 全対象車とも平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)していることが条件。達成状況は、自動車検査証の備考欄をご覧ください。

### ■軽課を適用した場合の税率

区分	標準税率	75% 軽減	50% 軽減	25% 軽減	
三輪	3,900	1,000	2,000	3,000	
四輪以上	乗用	自家用	10,800	2,700	5,400
		営業用	6,900	1,800	3,500
	貨物用	自家用	5,000	1,300	2,500
		営業用	3,800	1,000	1,900

## 国民年金保険料の納付は 便利な口座振替にしよう

●詳しくは  
市民課国保年金係 ☎・内線1071

### ◎前納を利用すれば保険料が割引かれます

国民年金保険料の納付方法のひとつに「前納」があります。

前納は、保険料をまとめて前払いする方法で、毎月納付する方法より割引になります。また、口座振替で前納するほうが、納付書での前納に比べて大きな割引を受けられます。

なお、前納の期間には、6カ月分と1年分、2年分(口座振替のみ)の3種類があり、長期間分の前納になるほど、割引額が多くなります。

### ◎28年度口座振替前納の申込期限は2月29日(月)

口座振替による前納は、以下のものを準備し、**2月29日(月)までに**、盛岡年金事務所または金融機関窓口へ申し込みください。

■必要なもの ▶国民年金保険料口座振替納付

(変更)申出書兼国民年金保険料口座振替依頼書▶基礎年金番号が分かるもの(年金手帳や納付書など)▶預金通帳▶金融機関届け出印

すでに口座振替前納を利用している人は、手続きが不要です。ただし、前納期間の変更を希望する場合は、手続きが必要です。

納付書による前納は、**4月に届く納付書で、4月末までに**納付してください。

### ◎保険料納付が難しい場合はご相談ください

収入の減少や失業により、保険料の納付が難しい場合、手続きすることで、収入に応じた免除を受けられることがあります。未納のままにせず、ご相談ください。

詳しくは、盛岡年金事務所 ☎019-623-6211)または上記担当係まで。

## 農地に関する意向調査 提出にご協力ください

農地法の一部改正に伴い、農業委員会による農地基本台帳の整備と公表が法律で定められ、昨年度から「農地に関する意向調査」を行っています。  
今年度も同調査を実施しますので、農地に関する意向と農地情報の内容確認をお願いします。

農地の効率的な利用を促進し、担い手への農地集積・集約を進めるための基礎データを収集することを目的として「農地に関する意向調査」を実施します。この調査は、農地の経営面積が10<sup>ア</sup>以上の農家を対象としています。

### ■配布方法

2月上旬(予定)に郵送で調査票を配布します。

### ■提出方法

2月下旬(予定)までに、封の返信用封筒で郵送するか、市農業委員会事務局(本庁)または、西根総合支所地域振興課、安代総合支所土木林業課へ提出してください。  
調査票には、平成28年1月

1日現在の経営農地の状況(農業委員会の農地台帳の自作地、借受地、貸付地などが記載されています。調査票の記入についての確認内容や記入方法は、説明書を同封しますので、内容をご確認の上、記入願います。

### ■注意事項

貸し付け・売却意向や記載内容に修正がない場合でも、押印の上、提出願います。また、農地の貸し付けや売却を希望する場合は、今回の意向調査票の提出とは別に、申請書の提出が必要となります。詳しくは、市農業委員会事務局 ☎・内線1351、1352)まで。

## 学童保育クラブ 平成28年度入会申し込みを受け付けています

市内の各学童保育クラブでは、仕事などのため、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、28年度学童保育クラブの入会申し込みを受け付けています。

■対象児童 小学1～6年生

■申込書の配布・受付場所

①は、杉の子保育園または杉の子ホーム、②から⑭までは、各学童保育クラブ

■申込期限 3月4日(金)まで(ただし、①杉の子ホームは随時受け付け)

■提出書類など 入会申込書、就労証明書または申立書、スポーツ安全保険加入金(1人当たり900円)

詳しくは、申し込みを希望する学童保育クラブの問い合わせ先まで。

■各学童保育クラブの連絡先など ※NPO法人=特定非営利活動法人

学童保育クラブ名	連絡先 電話番号	問い合わせ先
① 杉の子ホーム	杉の子保育園 ☎76-3345)	
② 大更学童保育クラブ	70-1771	NPO法人 あそぼっこ (☎68-7677)
③ 大更第二学童保育クラブ	70-1771	
④ 渋川学童保育クラブ	70-1866	
⑤ 田頭学童保育クラブ	76-2771	
⑥ 東大更学童保育クラブ	090-7561-8890	
⑦ 平笠学童保育クラブ	090-7527-8706	NPO法人 七時雨いきいき ネットワーク (☎77-2750)
⑧ 平館学童保育クラブ	080-5567-4011	
⑨ 寺田学童保育クラブ	77-1133	
⑩ あしろ学童保育クラブ	72-2644	
⑪ 田山学童保育クラブ	080-5575-0383	市社会福祉協議会 (☎74-4400)
⑫ 松野学童保育クラブ	74-4071	
⑬ 寄木学童保育クラブ	76-2171	
⑭ 柏台学童保育クラブ	78-3153	